

30.09.28

16:30 記者会見室

都議会自民党記者会見コメント

《会見の趣旨》

- ・総務委員会の理事会で、都が今定例会に提案した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の審議を充分に行うため、参考人招致を提案
- ・本日（9/28）同委員会理事会において、参考人招致は不成立と決定
- ・これを受けて、この間の経緯と条例案の問題点等について説明

《参考人招致の経過》

- ・都側から条例案を提示されたのは、開会直前の9月12日
- ・パブコメでも、条例を制定することへの都民の批判多数
- ・区市町村や関係者からの意見聴取も全く不十分
- ・我が党は、これまで5回以上にわたり理事者と意見交換を実施
- ・都の説明は概要資料に基づくもので、内容の精査は不可能
- ・議会が、条例案文を検討できるのは、開会日から10日間程度のみ
- ・今後、10/2の委員会審査1日のみで、議会の役割・責務を達成することは到底不可能
- ・人権問題は都民生活に広く深く関わる重い問題。理念条例とは言え、このままでは東京の将来に大きな禍根を残す
- ・今回の小池知事のやり方は、余りに杜撰で拙速
- ・慎重かつ精緻な審議を行うために参考人招致を提案したが、結果、参考人候補者を提出したのは自民党のみで不成立（四会派以上の提出が前提条件）
- ・参考人招致を行えば、TV放映もあり、都民への情報発信は向上したはず

《問題点》

1 条例案の問題点

- ・オリンピック憲章の理念に基づく人権条例と銘打っているが、前文で「全ての差別」に触れているが、内容は性的少数者とヘイトスピーチに特化
- ・マスコミ等も、人権条例と言わずに、LGBT 条例とかヘイトスピーチ条例と比喻
- ・そもそも、都は、平成27年8月に、オリンピック憲章の理念実現を謳った、新しい「東京都人権施策推進指針」を制定
- ・その中で、男女平等、虐待防止、障害者支援から同和問題、HIV 感染者、犯罪被害者そして性同一性障害者、性的指向など、17項目を東京の人権課題の柱として幅広く規定
- ・これまで、この指針の下、各局が連携して多様な人権施策を展開
- ・今回、人権に関する条例を検討するならば、本指針に基づく各局の取組成果や、そこで明らかになった課題などについて議会と議論し、都民の意見も聞きながら、進めるべき
- ・こうした丁寧な対応がないまま、拙速に条例案を提示したため、人権関係者からも賛否両論
- ・「性的少数者の権利だけを守るような条例には反対」、「オリンピックを政治利用するな」という批判の声も続出
- ・話題性を作ることが目的の条例でないかとの批判は当然
- ・オリンピック憲章では、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的またはその他の意見、財産、出自やその他の身分による差別禁止とともに、性的指向に対する差別禁止を規定
- ・東京都人権施策指針の方向性を踏まえることもなく、オリンピック憲章からも遊離した条例を人権条例と銘打って策定すべきではない
- ・人権施策を真剣に考える姿勢にはほど遠く、繊細かつデリケートな課題に対して求められる慎重さを著しく欠如

2 条例の実効性

- ・基本計画はこれから制定するとされ、具体的内容のほとんどが不明
- ・しかし、差別的取り扱い禁止の責務が定められた以上、公衆浴場や公衆トイレの使い方、さらには、事業を営む立場からは、施設整備などのハード面の整備など、様々な具体策への対応が必要になる
- ・差別禁止は、都民にとって、日常生活、仕事、家庭、あらゆる場面に影響
- ・国民に大きな方針を示す法律が未制定。理念とは言え差別禁止を条例で安易に明示することは、社会に混乱を発生させるのは明らか
- ・見かけだけの条例を作って差別をなくすというスローガンではなく、都民、国民が日々の暮らし、活動の中で、社会全体での理解の増進・啓発に取り組む相互理解による社会実現の後押しが重要
- ・その上で、当事者の意見をしっかり聞いてから、地に足のついた実効性のある条例を目指すべき